

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開(見える化要件)について

2021.6

○特定処遇改善加算とは

従来の処遇改善加算・交付金に加え、キャリア(経験・技能)のある介護職員・支援職員に対し、更なる処遇改善を行うというものです。当法人においても高齢福祉サービス及び障がい児者福祉サービスにおいて、職員の資質向上や労働環境・処遇の改善等を推進し、介護・支援サービスの向上を図るため、この加算を取得しています。

○特定処遇改善の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- ・処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
- ・処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載などを通じた見える化要件を行っていること

○職場環境等要件について

分類	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	・資格取得助成金支給規程を整備し、受験料や研修受講料等の補助を実施する。 ・介護や支援技術を習得させるために各種研修を受講させる。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため、管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用改善管理対策の充実	管理者向けの研修の実施や外部団体が行う研修へ参加させる。
	ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	介護保険請求ソフト及びタブレットを導入し、職員の事務負担を軽減する。 *高齢分野のみ
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	・法定を上回る育児休業制度を実施する(子が満3歳に達するまで)。 ・育児短時間勤務制度を実施する(子が就学する前まで)。 ・子の看護休暇を有給休暇とする。 ・新型コロナに伴う休校対応の特別休暇を有給休暇として実施する。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	職員が参加しやすい時間帯でのミーティングを実施する。

	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断のメニュー拡充を実施する。 ・分煙スペースを整備する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス等電話相談を実施する。 ・メンタルヘルス不調者職場復帰マニュアルを整備する。
その他	障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	福祉サービス第三者評価を実施する。
	障がいを有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	誰しものが働きやすい職場環境整備を実施する。
	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験実施を社内周知する。 ・内部登用試験を実施する。
	職員の増員による業務負担の軽減	送迎車両運転手や介護補助員など業務の細分化による新たな職種の雇用を推進する。